

み春野自主防災組織表（令和８年度）

組織及び担当班（担当副班長）等			平常時の主な役割	非常時の主な役割
本部	本部長		・統括 ・自治会との連絡調整 ・関係機関の対応 ・相互援助先との窓口	・統制 ・全体調整 ・情報の集約 ・避難所との連絡調整
	本部員	自治会役員＊１		
	担当班	１班 ８班	１５班 ２３班 ３０班	
広報部	広報部長		・活動記録 ・警報伝達機材の管理	・各副班長の招集 ・住民への情報伝達
	担当班	２班 ９班	１６・１７班 ２４班	３１班
防火部	防火部長		・消火栓・排水栓の把握 ・消火器具の管理	・警戒巡視、被害把握 ・初期消火
	担当班	３班 １０班	１８班 ２５班	３２班
救護部	副本部長（救護所担当）兼部長 ②		・救護用器具の管理 ・ＡＥＤに関する啓発	・救護所の開設 ・負傷者の救護
	担当班	４班 １１班	１９班 ２６班	３３班
避難誘導部	副本部長（指定避難所担当）兼部長		・避難所運営委員会の 動向把握と連携	・避難誘導 ・指定避難所の支援
	担当班	５班 １２班	２０班 ２７班	３４班
給水給食部	副本部長（在宅避難支援担当）兼部長		・備蓄食料の管理 ・水質検査の立会い	・非常用井戸の開設 ・炊き出し配食の実施
	担当班	６班 １３班	２１班 ２８班	３５班 ３７班
避難施設 運営部	副本部長（事務局担当）兼部長		・防火防災啓発、訓練 ・千葉市供与品の管理 ・無線局の運用・管理	・地域避難施設の開設 及び運営 ・在宅避難者の支援
	担当班	７班 １４班	２２班 ２９班	３６班 ３８班
安否確認・ 避難支援部	副本部長（安否確認担当）兼部長 ①		・避難行動要支援者対 策の推進	・地域全体の安否確認 ・要支援者の避難支援
	担当班	全ての自治会副班長（発災初動時）		
会計			・自主防災組織の会計に関すること	
監査役			・自主防災組織の会計監査に関すること	
総務部長	（兼務）			
事務局	（兼務）、（兼務）、			
１ 各班の副班長は、非常時には自主防災組織部員として招集され防災活動にあたる。				
２ 副班長の発災初動の任務は、班長と班内を巡回し、各世帯の安否確認にあたるものとする。（裏面１参照）				
３ 給水給食部の部長には、総務部長を充てる。				
４ 副本部長（事務局担当）及び事務局の所掌は、平常時における行政との連絡調整及び会議体の事務局を含む庶務全般、防災人材バンク、集会所発電機試運転（月次）に係る事務とする。				
５ 総務部長の所掌は、避難行動要支援者名簿の取り扱い全般に係る事務とする。				
６ 氏名の後の番号表示は、本部長不在時の指揮統制にあたる者の代行順位を示す。				
７ ＊１ 本組織表に掲載のない自治会役員は、本部員であり活動時に本部長、副本部長から役割を付与する。				

1 発災時の初動対応（震度 6 弱以上又は、地震後に火災を覚知したとき）

対象者	対応すること	対応方法
会 員 （住 民 ・ 各 世 帯）	・ 安否（救援の要否）について表示する。＊ 2	安否カードを掲出＊ 1
各 班 の 班 長 ・ 副 班 長	・ 班内の安否確認及び火災発生、建物倒壊の有無を確認する。	集計票を使用（別に配布） 班長、副班長が不在の場合の代行者を班で決めておく。
各 班 の 副 班 長	・ 集計票を本部に持参、自主防災活動に加わる。 ・ 担当任務が付与される。	集計票を本部に持参 副班長が不在の場合は、班長が代行する。
自主防災組織本部員 （ 役 員 ）	・ 安否、救援の要否、被害状況を把握し、活動方針を決心する。	複数の役員等が参集している場合は、合議による。
＊ 1 令和 5 年度中に各世帯に配布したもの ＊ 2 非表示世帯及び避難行動要支援者の救援要否については、本部において集約後、安否確認班を編成し、個別に追跡する。		

2 本部及び各部において優先対応する事項

地区内で火災又は建物倒壊が発生の場合	左以外の場合
第一優先 ・ 自主防及び自治会役員への同報連絡 ・ 班長及び副班長への同報連絡 ・ 集会所施設の被害状況確認後、本部開設 ・ 各班からの情報を集約	第一優先 ・ 自主防及び自治会役員への同報連絡 ・ 本部開設 ・ 各班からの情報を集約
第二優先 ・ 危険が迫る住民を避難場所に誘導 ・ 挟まれ等からの救出	第二優先 ・ 危険が迫る住民を避難場所に誘導
第三優先 ・ 停電、断水、下水道の機能不全への対応 ・ 指定避難所（地域拠点）に連絡員を配置 ・ 巡視警戒、初期消火班を編成 ・ 防災無線屋外受信機を活用した広報	第三優先 ・ 停電、断水、下水道の機能不全への対応
＊ 初動対応アクションカードを活用すること。（ホール内書庫の扉に常置）	